

取組 4 1 学校評価と学校評議員制度の推進

現状

1 学校評価の推進

県教育委員会では、開かれた学校づくりを目指し、平成16年3月に「平成16年度版群馬県学校評価システム」を策定し、各学校は、このシステムにそって、学校評価を推進してきました。

その結果、平成18年度の公立小中学校及び県立学校における自己評価の実施率は100%であり、保護者等への外部アンケートを実施している学校も96%を超えています。この外部アンケートを実施した学校のほとんどは、この結果を公表していますが、自己評価の公表については、県立学校では5割、公立小中学校では6割程度です。

・平成18年度の実施状況

項目	県立学校	公立小中学校
自己評価の実施	100.0% (91/91)	100.0% (520/520)
自己評価の公表	49.5% (45/91)	65.6% (341/520)
保護者や児童生徒へのアンケート等の実施	97.8% (89/91)	96.5% (502/520)

なお、平成19年に学校教育法等が改正され、自己評価の実施と公表等が規定されるとともに学校関係者評価が位置付けられました。学校関係者評価とは、保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が、学校の教職員が行う自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。

さらに、平成20年1月に文部科学省が学校評価ガイドラインを改訂したことを踏まえ、本県では、「平成20年度版群馬県学校評価システム」を策定し、平成20年4月から、新たな学校評価システムにそって学校評価を行っています。

2 学校評議員制度の推進

学校評議員制度は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、平成12年度から導入されています。

学校評議員制度の意義は、校長が学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関して保護者や地域住民の意見を聞き、その理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことにあります。

本県の状況については、県立学校及び市立特別支援学校では全校で導入済みであり、幼稚園では8割以上、小中学校では9割以上が導入済みです。

学校評議員制度を導入している学校では、学校と地域との連携が強まる、地域の諸情報及び学校への意見や評価等が把握できる、学校の教育方針や教育活動に対する理解が深まる、地域の方の意見を参考にして、学校経営の改善を図ることができるといった成果が見られます。

・市町村における学校種別の導入状況（平成20年5月現在）

幼稚園	85.9% (79/92)
小学校	97.3% (328/337)
中学校	97.7% (168/172)
特別支援学校	100.0% (6/6)

## 課題

- ・「平成20年度版群馬県学校評価システム」に基づき、新たな学校評価を実施すること
  - 学校関係者評価の導入推進
  - 改善策と併せた評価結果の公表
  - 自己評価に係る評価項目及び具体的数値項目の見直し
- ・学校評議員制度の効果的な活用を図ること
  - 学校評議員として、教育に関する理解及び識見を有する人材の確保
  - 学校評議員の意見等を、一層効果的に学校運営に生かす

## 取組の方向

学校評価システムや学校評議員制度の導入・活用を通して、保護者や地域住民に開かれた学校をつくります。

- ・各学校の取組や地域の実態に応じて、効果的な学校評価が行えるよう支援します。
- ・地域に開かれた信頼される学校づくりをめざし、自己評価及び学校関係者評価の結果を、今後の改善方策と併せて広く保護者や地域住民に公表します。
- ・学校評議員としての教育に関する理解及び識見を有する人材の確保に努めるとともに、学校評価や学校教育活動に対する意見を、一層効果的に学校運営に生かす取組を検討します。
- ・学校評議員へ提供する情報の内容及びその適切な提供方法について検討します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・「学校評価の充実・改善のための実践研究」 国のガイドラインに基づく新たな「群馬県学校評価システム」を推進します。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育室
・学校評議員制度推進 県立学校に置かれた学校評議員の意見を学校運営に生かすとともに、開かれた学校づくりを推進します。	高校教育課 特別支援教育室

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・今後の改善策と併せて自己評価及び学校関係者評価の結果を保護者や地域住民へ公表している割合	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%
・自己評価及び学校関係者評価の結果並びに改善方策を次年度へ反映した割合	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%
・学校評議員の意見等を学校経営の改善・充実に反映した学校の割合	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%

## トピックス

コミュニティスクール(学校運営協議会制度)

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通して、地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現するための新しい仕組みです。

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割は異なるものです。本県では2つの小学校が、調査研究校の指定を受けています(平成20年度)。